

令和8年度 既成住宅地再生推進モデル事業

既成住宅地の再生のための調査・検討等を行う
地方公共団体への伴走支援を行う業務を実施する者の公募についての公示

令和8年5月7日
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、既成住宅地再生推進モデル事業（既成住宅地の再生のための調査・検討）を行う地方公共団体への伴走支援を行う業務を実施する者の公募について、公示します。

1. 業務概要

(1) 事業名

令和8年度既成住宅地再生推進モデル事業 既成住宅地の再生のための調査・検討等を行う地方公共団体への伴走支援を行う業務

(2) 業務目的

都市部の住宅需要の高まりや住宅価格の高騰、今後の相続空き家の増加予見等を背景として、地方公共団体が行う既成住宅地の空き家及び空き家予備軍の実態把握等の調査や、それらの調査内容を踏まえた対策の検討等が求められております。

本事業は、こうした地方公共団体の取組に対して伴走支援を実施する調査事業者等に対し国が補助することをおして、各地方公共団体における既成住宅地の再生を図る有効な支援策・誘導策の検討・深化を図ることを目的とします。

(3) 業務内容

既成住宅地再生推進モデル事業への参画意向のあった23団体が取り組む既成住宅地における空き家の状況や空き家の発生予測等の現況の調査及び空き家を含む既存住宅の流通・活用等の対策の検討等に伴走し、データの集計、調査結果及び各地方公共団体の方針等を踏まえた施策の提案等を行います。なお、既成住宅地における空き家の状況や空き家の発生予測等の現況の調査やデータ集計の業務等については、該当の地方公共団体に限らず、必要に応じて周辺の地方公共団体やその圏域の地方公共団体を対象として調査等を実施することも想定されます。

事業は、地方公共団体の担当者、国土交通省担当者との打合せを1～2ヶ月に1回程度行いながら進めます（基本はWEB会議を想定。）。また、事業の実施内容のうち、外部事業者への委託等が望ましいものについては、市区町村の意向を踏まえつつ、委託等を検討します。

(4) 事業期間

補助期間は、以下のとおり予定しております。

補助金交付決定通知の交付日（令和8年6月初旬目途）から令和9年3月12日（金）まで

2. 提案の手続き等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室

電話 03-5253-8111（内線：39356、39-357）

FAX 03-5253-1628 電子メール hqt-juukankyouseibi@gxb.mlit.go.jp

(2) 募集要領の交付期間及び方法

① 期間 公示から令和8年5月22日（金）まで

② 方法 上記担当部局にて電子媒体をもって交付

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

① 期限 令和8年5月22日(金)18時(必着)

② 場所 上記の(1)の担当部局

③ 方法 上記(1)の担当部局へ電子メールで提出すること。
提出後にはその着信を確認すること。

3. 補助事業者の選定

提出された応募書類等について国土交通省において評価を行い、事業者の選定を行います。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：2.(1)に同じ。

(3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用はしない。

(5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、提出者に対して、補助事業者の取消しを行うことがある。

(6) 採用された応募書類が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれのないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった応募書類は原則破棄する。

(7) 同一の内容で、国又地方公共団体より補助金を受けている場合は対象外となる。

(8) 同一の提案者が同一の提案内容を重複して提案することはできない。

(9) 詳細は、別途交付する募集要領による。